

第22期第3回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和3年7月28日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第 2 2 期 第 3 回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和 3 年（2021年） 7 月 2 8 日（水）
1 4 時 0 0 分～ 1 4 時 3 0 分
- 2 開催場所 室蘭市東町 3 丁目 1 9 番 4 号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、
阿部委員、三戸部委員、中村委員、高田委員、小谷地委員
澤口委員、富樫委員、田中委員、傅委員、煤孫委員
(1 5 名)
※欠席委員 (0 名)
- 4 事務局 事務局長 松尾 仁
主事 西島 英祐
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博
- 6 議題
議案第 1 号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について [水産林
務部] (答申)
議案第 2 号 「令和 3 年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るため
の実施方針並びに秋さけ漁獲見込量」に係る対応につい
て
議案第 3 号 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について
- 7 議事の顛末

松尾事務局長

ただいまから、第22期第3回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。

開会にあたり、会長から、一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

中々コロナウイルスが収まらない中での開催となり、また、皆様方においては、夏漁や秋さけ定置の準備などで何かとご多忙のところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、胆振総合振興局水産課齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議案についてですが、「令和3年度 秋さけの親魚確保び適正利用を図るための実施方針並びに秋さけ漁獲見込量に係る対応について」など3件ございます。

では、早速でございますがよろしくご審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶といたします。

松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中15名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。藤村委員、富樫委員の両名にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。

内容について、事務局から説明願います。

事務局

右上に議案第1号と記載の資料をご覧ください。

令和3年7月13日付けで、北海道知事から諮問がございました。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

坂本漁業管理係長

「議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について（水産林務部）（答申）」についてご説明します。

右肩に議案第1号と記載されました、諮問文をご覧ください。

胆振、渡島総合振興局関係のすけとうだら固定式刺し網漁業の許可については、本年9月30日をもって有効期間が満了しますが、当該漁業許可の一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和3年7月13日付け漁管第883号により、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求める内容となっています。

次のページをご覧ください。

制限措置の内容、申請すべき期間の概要についてご説明します。

(1) の漁業種類は、すけとうだら固定式刺し網漁業となっています。

漁業種類は、知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものになるのですが、道南太平洋海域のすけとうだら固定式刺し網漁業は、操業区域が相当数に区分されるため、申請及び事務処理の利便性を考慮し、漁業種類の末尾に一連番号を付しています。

胆振管内で20件、渡島管内では32件に区分されています。

(2) の操業区域は、記載のとおりとなっております、現許可から変更はありません。

(3) の漁業時期は、毎年、10月1日から翌年3月31日までとなっていま

すが、渡島管内の「渡海共第65号共同漁業権漁場区域」に限っては、毎年、10月1日から翌年1月31日までとなっており、これも現行から変更はありません。

(4) の許可等をすべき船舶等の数は、記載のとおりですが、胆振管内全体では177隻、渡島管内全体では405隻の募集枠となっています。

漁業種類ごとで増減があり、現行と比較しまして、胆振管内では全体で7隻の減少、渡島管内では22隻の減少となっています。

(5) の船舶の総トン数は、記載のとおりで現許可同様となっています。

(6) の漁業を営む者の資格は、胆1から胆20までが、胆振総合振興局管内に住所を有する者、渡1から渡32までが、八雲町熊石地区を除く渡島総合振興局管内に住所を有する者で、これも現許可から変更はありません。

隣の欄の許可等の申請すべき期間につきましては、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、一月を下まわらないこととなっており、令和3年8月16日から同年9月15日までを予定しています。

さらに隣の備考欄には、許可等の有効期間や、申請書の提出先、許可に付ける予定の条件について記載されています。

ここまでが制限措置の内容と申請すべき期間等に関する説明となります。

8ページ以降にはすけとうだら固定式刺し網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いや、最終ページには操業区域の概略図などが参考として添付していますので、後ほどお目通しいただければと思います。

議案第1号に関する説明は以上となりますので、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、「制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、原案どおりに決定してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号「秋さけ定置漁業の格差是正対策漁獲最高限度額（金額ノルマ制）について」を上程いたします。

内容について、事務局から説明願います。

事務局

お手元にお配りの右上に議案第2号と記載の資料をご覧願います。

毎年、当管内ルールであります「秋さけ定置漁業の金額ノルマ制について」ご審議していただくものであります。

議案審議する前に、7ページ目の参考資料1「令和3年の秋サケの資源状況について」をご覧ください。

これは、さけます・内水試が6月に発表した資料となりますが、既に業界紙等でも公表されていますので、時間の関係もあり概要のみの説明とさせていただきます。

この7ページは、昨年の北海道への秋さけ来遊の特徴について触れており、昨年は平成以降で3番目に少ない数量であったこと、また、予測値に対する実績の値は、92%と全道では概ね予測並みの回帰実績であったとのことです。

一方で、地域別にみると実績が予測を大きく下回る地区もあり、9月の沿岸水温が高く推移したことにより、前期群の来遊に地域的なカタよりが生じたためと考えられるとのことです。

次に、8ページ目ですが、各海区への来遊状況について、触れておりま

す。

日本海は前年を大きく上回りましたが、他の海区は前年並み、または前年を下回りました。

左下にグラフがありますが、えりも以西海区は平成以降で最も少ない来遊数でありました。

次に、9ページ目をご覧ください。

今年の来遊予測について触れていますが、最近、成熟年齢の若齢化が進んでおり、これが予測精度に影響することが明らかとなったため、今年の予測では、若齢年級のデータだけを使って分析したとのこと。

今年の予測値としては、えりも以西の胆振地区が、本年の予測尾数が47万尾で前年比73.8%、噴火湾地区が41万尾で前年比90.1%と予測しています。

次に、10ページ目の横長の資料、参考資料2でございますが、前期、中期、後期の期別の推定遡上量の表です。

右の欄の「計画に対する増減」という欄をご覧ください。

三角マークのついたところが、期別での親魚の不足が見込まれております。

日本海を除き、三角となっており、えりも以西の胆振地区と噴火湾地区は後期群が不足する予測となっております。

次に、3ページに戻っていただきまして3ページをご覧ください。

これは、北海道連合海区からの「令和3年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針並びに秋さけ漁獲見込量について」の通知文でございますが、この実施方針は、本道に来遊する秋さけについて親魚確保対策及び密漁対策等を講じ安定的な資源造成及び適正な利用のため、毎年連合海区が決定しているものでございます。

この実施方針の中身については、4ページ目となりますので4ページをご覧ください。

実施方針の内容は、施行月日以外、昨年度と変わりはありません。

なお、実施方針の「第3その他」では、海区内の自主的な措置の参考値として、秋さけ資源の推定来遊量に基づく北海道の資料を参考に、漁獲見

込量を各海区委員会に提示することとなっており、その漁獲見込量については、6ページに記載しておりますので6ページをご覧ください。

その中の通常値の漁獲見込量の数値ですが、当海区が関係するえりも以西の胆振地区では38万8千尾、噴火湾地区では34万8千尾と見込まれております。

次に、最初のページ1ページに戻っていただきまして、議案第2号として審議いただく管内ルールとして、これまでも実施しております沖網に係る「秋さけ定置漁業の金額ノルマ制について」の案であり、昨年度と同様の案となっております。

3の金額ノルマの設定に係る基本ノルマであります。2階網は税抜きで1億5,000万円、沖側にある1階網は税抜きで1億500万円と、この金額ノルマに達した場合は、沖網を完全撤去するというものであります。

なお、漁期中の魚価を反映するということで、2のところですが10月10日現在の魚価が過去5年のうち単価が最大と最小の年を除いた3年の平均値、いわゆる5中3の数値と比較し上昇している場合は、その比率に乗じて補正することとしております。

この案について、ご審議いただきたくよろしく申し上げます。

説明は、以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

小谷地委員

実施方針の中に密漁取締体制の強化とあるが、どのようなことをされているのか。

岩田会長

警察にお願いするしかないと思うが、振興局ではどのようにお考えです

か。

齊藤課長

振興局としても、河川パトロールを行っているが、引き続き密漁対策として巡回パトロールを行っていくことにしています。

小谷地委員

是非とも、河川における密漁対策の体制強化をお願いします。

岩田会長

他にご意見などありますか。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、「秋さけ定置漁業の格差是正対策漁獲最高限度額（金額ノルマ制）について」原案どおりに決定してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

次に、議案第3号「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」を

上程いたします。

内容について、事務局から説明願います。

事務局

右上に議案第3号と記載の資料をご覧ください。

令和3年6月29日付けで、北海道水産林務部長から、現委員の任期が令和3年9月30日で満了を迎える太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について、依頼するという文書であります。

次に、めくっていただいて3ページ目をご覧ください。

水産林務部漁業管理課漁業管理係作成の資料となります。

1の広域漁業調整委員会の概要というところをご覧ください。

広域漁業調整委員会は、広域的に分布回遊する資源であって、大臣管理漁業と知事管理漁業にまたがる資源管理や漁業調整等を主目的に、平成13年の漁業法の改正により国の機関として3つの委員会が設置され、現在に至っています。

その3つの委員会として、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会がございます。

海域区分は、北海道が関係する太平洋は、宮崎県から北海道の渡島海区から太平洋に沿って根室海区まで、同じく日本海・九州西は、鹿児島県から北海道の渡島海区から日本海、オホーツク海に沿って網走海区までとなっております。

次に、「委員構成」についてであります。海区代表者として都道府県ごとに1名互選の沿岸代表、漁業者代表として大臣許可漁業の沖合漁業者代表、それに学識経験者によって構成されております。

これまで、北海道からは、太平洋広域の委員には北海道連合海区の副会長であります川崎委員が、日本海・九州西広域の委員には同じく北海道連合海区の副会長であります濱野委員を海区代表者として互選しておりました。

次に、2の委員選考の基本的な考え方ではありますが、本道の太平洋と日本海の海域を代表して意見を述べる必要があること、北海道連合海区の副

会長は太平洋側と日本海側から選出され、北海道連合海区の副会長を委員として選考してきた経緯にあることから、北海道連合海区の副会長であります川崎委員と濱野委員に継続就任について打診したところ、川崎委員からは内諾を得たものの濱野委員は諸般の事情により内諾を得られなかったため、同じ日本海側の北海道連合海区の会長であります工藤委員に委員就任を打診したところ本人の了承を得たということです。

従いまして、北海道水産林務部漁業管理課の考え方としては、太平洋広域漁調の委員には川崎委員を当海区委員会において互選願いたいとの内容でございます。

説明は、以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」を原案どおりに決定してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に、皆さんの方から何かございませんか。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。
長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。